

1979 年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第 460 号) 2025 年

件名 残留有害物質(残留農薬)を含有する食品

残留有害物質を含有する食品に関する保健省告示をより適切に改正することが適切であるため、1979 年食品法第 5 条第 1 段落及び第 6 条(2)、(3)、(8)及び(9)項の権限に基づき、保健大臣は次の通り、告示を公示する。

第 1 条 次を廃止する。

- (1) 2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 件名 残留有害物質を含有する食品
- (2) 1979 年食品法に基づき公示された 2018 年 9 月 24 日付の保健省告示第 393 号 (2018 年) 件名 残留有害物質を含有する食品 (第 2 版)
- (3) 1979 年食品法に基づき公示された 2020 年 9 月 25 日付の保健省告示第 419 号 (2020 年) 件名 残留有害物質を含有する食品 (第 3 版)
- (4) 1979 年食品法に基づき公示された 2024 年 5 月 20 日付の保健省告示第 449 号 (2024 年) 件名 残留有害物質を含有する食品 (第 4 版)

第 2 条 残留有害物質を含有する食品を基準規定食品とする。

第 3 条 本告示において、

「残留有害物質 (pesticide residue)」とは、農薬の使用に起因し、食品中に残留していると特定された物質を意味する。残留有害物質には、農薬の誘導体及び農薬に含まれる毒性の高い不純物 (impurities) が含まれる。誘導体の例として、転化生成物 (conversion products)、代謝物質 (metabolites)、反応生成物 (reaction products) などが挙げられる。

「最大残留基準値 (Maximum Residue Limit; MRL)」とは、農薬の使用により食品に含まれる許容される残留有害物質の最大量を意味する。単位は食品 1kgあたりの残留有害物質量のミリグラム(mg) で表される。

「外因性最大残留基準値 (Extraneous Maximum Residue Limit; EMRL)」とは、環境からの汚染により食品に含まれる許容残留有害物質の最大量を意味する。これには、国内での使用登録が取り消される以前に使用されていた農薬で分解が遅いことにより、長期間にわたり環境を汚染又は蓄積する農薬に起因する残留農薬を含む。単位は食品 1kg あたりの残留有害物質量のミリグラム (mg) で表される。

「農薬 (pesticides)」とは、食品、農産物若しくは飼料の製造、保管、輸送、流通及び加工の過程

において、不要な植物及び動物を含むあらゆる害虫を予防、駆除、誘引、撃退又は制御することを目的とした物質、又は外部寄生虫 (ectoparasites) を制御するために動物に使用される物質を意味し、植物成長調整剤 (plant growth regulator)、枯葉剤 (defoliant)、乾燥剤 (desiccant)、摘果剤 (fruit thinning agent) 及び発芽抑制剤 (sprouting inhibitor) 並びに保管及び輸送中の劣化を防ぐために収穫前又は収穫後に植物に使用される物質を含む。「農薬」という用語には、通常、肥料、植物及び動物の栄養素、食品添加物、飼料添加物 (feed additive) 及び動物用医薬品は含まれない。

「一律基準 (default limit)」とは、残留有害物質の最大値 (MRL) が設定されていない農薬について、食品中に許容される残留有害物質量のことであり、単位は食品 1kg あたりの残留有害物質のミリグラム (mg) で表される。

「残留有害物質の定義 (definition of residues)」は、分析検査の対象として指定された単一又は複数の残留有害物質を意味する。

「第 4 種危険物質」とは、1992 年危険物質法及び改正版に基づき制定する工業省告示 件名 危険物質リストに準拠し、製造、輸入、輸出、輸送又は保有が禁じられている危険物質を意味する。

第 4 条 残留有害物質を含む食品は、本告示に付属の付表 1 に示す、1992 年危険物質法及び改正法に基づく第 4 種危険物質に該当する農薬が検出されない、という基準を満たさなければならない。ただし、その他の種類の農薬については次のとおりとする。

- (1) 最大残留基準値 (Maximum Residue Limit; MRL) が、本告示付属の付表 2 に定められた値を超えないものとする。
- (2) 最大残留基準値 (Maximum Residue Limits; MRLs) が本告示付属の付表 2 に定められていない場合、コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme) の基準を超えないものとする。

コーデックス委員会の基準 (Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme) が定められていない場合、アセアンの基準 (ASEAN MRLs) を超えないものとする。

- (3) (1) 及び (2) 以外の場合においては、検出された食品中の残留有害物質の値が動植物に係る一律基準 (default limit) である 0.01mg/kg を超えないものとする。ただし、本告示付属の付表 3 に動植物に係る一律基準 (default limit) について、特段の定めがある場合は、この限りではない。
- (4) 本告示付属の付表 4 に定められている場合を除き、外因性最大残留基準 (Extraneous Maximum Residue Limit; EMRL) が検出されないこと。本告示付属の付表 4 に定められていな

い場合、コーデックス委員会の基準 (Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme) を超えないものとする。

コーデックス委員会の基準 (Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme) が定められていない場合、アセアン基準 (ASEAN MRLs) を超えないものとする。

- (5) 加工食品については、残留有害物質量が(1)、(2)又は(4)に定める基準値を超えないものとする。加工食品について特段の定めがない場合、残留有害物質量は、農産物原料についてそれぞれ(1)、(2)、(3)又は(4)に定める基準値を超えないものとする。ただし、加工方法により残留有害物質の量が農産物原料中の残留農薬の量を上回る加工食品の場合、販売用食品の製造者又は輸入者は、農産物原料中の残留有害物質の量が(1)、(2)、(3)又は(4)に準拠していることを実証する責任を有する。

第 5 条 本告示付属の付表1に基づく第 4 種危険物質に該当する農薬が検出された食品は、製造、輸入又は販売禁止食品とする。

第 6 条 学術的な分析方法は、本告示付属の付表 5 に従うものとする。

第 7 条 本告示は、2025 年 7 月 22 日から施行する。

2025 年 6 月 12 日 公示

(ソムサック テープスティン)

保健大臣

付表 1

1992 年危険物質法及び改正版に基づく第 4 種危険物質のうち農薬

1979 年食品法に基づき制定する 2025 年保健省告示(第 460 号)件名 残留有害物質を含有する食品

付属書

〈以下、省略〉

付表 2

最大残留基準値 (Maximum Residue Limits: MRLs)

1979 年食品法に基づき制定する 2025 年保健省告示(第 460 号)件名 残留有害物質を含有する食品

付属書

番号	残留農薬	食品の種類*	最大残留基準値 (食品 1kg/mg)
〈以下、省略〉			

備考

- 第 4 列 食品の種類の解説*

- 食品の種類*が植物である場合は、農産品規格 TAS. 9045 の最新改訂版による分類に準拠する。
- ニンニク(garlic)とは、タイニンニク、中国ニンニクを指す。そして本規格においては、一片種ニンニクも含まれる。
- 本告示においてコメとは、もみ米(rice, paddy)、玄米(rice, husked)及び精米(rice, polished)を指し、以下に示す農産物に規定された MRL を使用することが可能。
- もみ米(rice, paddy)とは、もみ殻が付いているうるち米(non-glutinous rice)及びもち米(glutinous rice)を指す。
- 玄米(rice, husked)とは、粳すりしたもみ米を指す。
- 精米(rice, polished)とは、粳すりしてもみ殻を除去したもみ米を意味する。これには、白もち米(white glutinous rice)及び、うるち米(non-glutinous rice)の白米(white rice or milled rice)も含まれる。
- 脂肪 (fat) とは、動物の体内に存在する組織または物質であり、大網脂肪(omental fat)、または腎周囲脂肪 (perirenal fat)も含まれる場合がある。ただし、組織間脂肪(interstitial fat)、筋間脂肪 (intramuscular fat)または乳脂肪(milk fat)は含まれない。
- 本告示において乳脂肪(milk fat)とは、乳牛、水牛、ヤギ、羊ならびラクダの乳を意味する。
- 本告示において卵(egg)とは、家禽類(avian)の卵に限定する。
- 食用内臓(edible offal)とは、動物の骨格筋(Skeletal Muscle)、脂肪及び付着する皮膚以外の各部

位を指し、人間の消費に適すると認められるものをいう。なお、本規格において、哺乳類及び家禽類を含む全ての動物に対して当該用語を使用する。

11. 本告示においてケール(Kale)とは、ボアコール(Borecole)、またはコラード(Collards)が含まれる。
12. 肉(meat) とは、コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission; CAC)が第 45 回会合において承認した定義に準拠し、哺乳類動物の可食部を指すものとする。さらに本規格においては、これに加えて、家禽類の可食部も肉の用語を使用する。
13. 本告示において、アブラナ科野菜(brassica vegetables)は、4 つの下位分類に区分され、その区分は以下の通りとする。
 - 1) 花蕾が密集して形成される下位分類(subgroup of flowerhead brassicas)、結球する下位分類(subgroup of head brassicas)、及び茎を主体とする下位分類(subgroup of stem brassicas)は、いずれもアブラナ科野菜に含む。ただし、アブラナ科における葉菜は除く。(group of brassica vegetables (except brassica leafy vegetables))。これら下位分類として、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、パイチャイ種の結球キャベツ、カブ、カラシ菜等が挙げられる。
 - 2) アブラナ科の葉菜下位分類(subgroup of leaves of Brassicaceae)には、カイラン、チンゲン菜、広東白菜、ケール、カラシ菜またはセロリ、小松菜、ラディッシュの葉、カブの葉等が挙げられ、これら葉野菜類(group of leafy vegetables)」に分類される。
14. 本告示において、青ミカン剥皮可能な柑橘の下位分類にされ、剥皮可能な柑橘(subgroup of mandarins)、またはマンダリン(mandarin)、及びタンジェリン(tangerine)の下位分類に規定された MRL 使用することが可能。
15. 本告示において、乾燥トウガラシとはカプサイシン系トウガラシ(peppers, chili)から作ったものを指す。

・ 第 5 列 残留有害物質の最大残留基準値に付して使用する略語や記号の説明

1. 畜肉のMRLに続き表示される“(fat)”の語句は、当該の畜肉中の脂肪(on fat basis)を規定するMRLを意味する。
2. 乳及び乳製品のMRLに続き付されている“F”の文字は、脂肪に可溶な残留有害物質を意味する。なお、“F”が付されている乳及び乳製品のMRLを適用するにあたり、乳及び乳製品中の脂肪含有量に応じて、次の通り取り扱うものとする。
 - (1) 脂肪含有量が2%未満の場合は、乳のMRLの半分の値を代わりに用いること。
 - (2) 脂肪分が2%以上である場合は、規定された乳におけるMRLの25倍の値を適用し、乳脂肪重量あたりの残留有害物質質量として表示される乳または乳製品全般の分析結果と比較する。

付表 3

一律基準 (default limits)

1979 年食品法に基づき制定する 2025 年保健省告示(第 460 号)件名 残留有害物質を含有する食品

付属書

(1) 植物における残留有害物質の一律基準

番号	農 薬	残留物	一律基準 (食品 1kg/mg)
〈以下、省略〉			

備考

- 植物*は、農産品規格 TAS. 9045 の最新改訂版による分類に準拠すること。

(2) 動物における残留農薬の一律基準

番号	農 薬	残留物	一律基準 (食品 1kg/mg)
〈以下、省略〉			

付表 4
外因性最大残留基準値

(Extraneous Maximum Residue Limits, EMRLs)

1979 年食品法に基づき制定する 2025 年保健省告示(第 460 号) 件名 残留有害物質を含有する食品 付属書

番号	農 薬	残留物	食品の種類*	外因性最大残留基準値 (食品 1kg/mg)
〈以下、省略〉				

- 第 4 列 食品の種類に関する解説

1. 植物の農産品は、農産品規格 TAS. 9045 の最新改訂版による分類に準拠すること。
2. 脂肪(fat)とは、動物の死体から切除または除去可能な組織をいう。これには、大網脂肪(omental fat)または腎周囲脂肪(perirenal fat)を含む場合がある。ただし、組織間脂肪(interstitial fat)、筋間脂肪(intramuscular fat)、または乳脂肪(milk fat)は含まれない。
3. 本告示において卵(egg)とは、家禽類(avian)の卵に限定する。
4. 食用内臓(edible offal) とは、動物の骨格筋(Skeletal Muscle)、脂肪及び付着する皮膚以外の各部位を指し、人間の消費に適すると認められるものをいう。なお、本規格において、哺乳類及び家禽類、両生類、水生動物、軟体動物及びその他無脊椎動物を含む各種動物に対して当該用語を使用する。
5. 肉(meat) とは、コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission; CAC)が第 45 回会合において承認した定義に準拠し、哺乳類動物の可食部を指すものとする。さらに本告示においては、これに加えて、両生類、水生動物、軟体動物及びその他無脊椎動物を含む各種動物及び家禽類に対して当該用語を使用する。
6. 本告示における両生類の肉(meat of amphibians)とは、全ての両生類の食用が可能な部位を指す。これには、カエルの皮など人間の消費に適すると認められた両生類の可食部分も含まれる。
7. 本告示における水生生物、軟体動物及び、各種無脊椎動物(meat of aquatic animals, molluscs and various other invertebrate animals)とは、水生動物、軟体動物及び各種無脊椎動物の食用が可能な部位を指す。これには、魚の浮き袋や皮など前述した動物の食用が可能な内臓が含まれる。

- 第 5 列 外因性最大残留基準値に付して使用する略語や記号の説明

1. 畜肉の EMRL に続き表示される”(fat)”の語句は、当該の畜肉中の脂肪(on fat basis)を規定する EMRL を意味する。

2. 乳及び乳製品の EMRL に続き付されている”F”の文字は、脂肪に可溶な残留有害物質を意味する。なお、”F”の文字を付された乳の EMRL を適用するにあたり、乳及び乳製品中の脂肪含有量に応じて、次の通り取り扱うものとする。
 - (1) 脂肪含有量が 2%未満の場合は、乳の EMRL の半分の値を代わりに用いること。
 - (2) 脂肪分が 2%以上である場合は、規定された乳における EMRL の 25 倍の値を適用し、乳脂肪重量あたりの残留有害物質質量として表示される乳または乳製品全般の分析結果と比較する。
3. *の記号が特定の EMRL 値の後に付されている場合、当該値は定量限界(Limit of Quantitative; LOQ)の水準で規定することを意味する。

付表 5

農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法

1979 年食品法に基づき制定する 2025 年保健省告示(第 460 号)件名 残留有害物質を含有する食品 付属書

農薬使用に起因する食品中の残留有害物質の分析検査方法は、以下のいずれかとする。

1. 基準に関する国際機関または国家機関、もしくはマニュアルまたは出版物により公表された国際的に認められている方法。
2. 残留有害物質の分析検査方法は正確さと適切さ(performance characteristics)とを備えているか妥当性確認(validation)を行う。妥当性確認は一般的に認知された国際的なガイドラインに基づき、共同研究(collaborative study)を行う複数の試験所または単一試験所(single laboratory validation)によって行う。文書化された結果は、最新版の ISO/IEC17025 品質 システムに準拠している必要がある。

1979 年食品法に基づき制定する 2025 年保健省告示(第 460 号)件名 残留有害物質を含有する食品 付属書の付表1に記載された食品中の物質番号 83～87 の学術的な残留有害物質の分析に関して、本告示の付表に記載する表に準拠した規定値の下限に達する検出限界(Limit of Detection; LOD)の検査法を有する実験室及び分析方法を用いること。また、検出された残留農薬量は、当告示に添付された以下に示す基準で規定する許容値を下回っていること。

農 薬	食品の種類	1kg/mg
〈以下、省略〉		

備考 加工食品の残留有害物質値は、その原料で定める条件を超過しないこと。

【免責事項】

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、農林水産省が令和 6 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業を活用して作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、農林水産省は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については下記をご覧ください。(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/announ-moph-460>